

謄本

一般社団法人BICSI日本支部

定 款

令和6年	6月	24日	作 成
令和6年	月	日	定款認証
平成6年	月	日	設 立

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人BICSI日本支部と称し、英文では、BICSI JAPAN と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アメリカの非営利機関である「Building Industry Consulting Service International, Incorporated」(以下「アメリカBICSI」という。)のアフィリエイト組織として、情報通信技術に関連する技術情報を提供することを主目的とした教育、認定機関であり、日本の情報通信技術業界の発展及び学術及び科学技術の振興に寄与するため、商業ビル、住宅、構内の通信サービス、通信ネットワーク及び伝送経路に関する標準化と安全性を推進する。そのための教育認定プログラムや出版物を用意し、また各種業界団体との交流を推進することにより、会員の相互の支援、交流、連絡、福祉、親睦その他会員に共通する利益の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報通信技術に関するセミナー及びカンファレンスの開催
- (2) 情報通信技術の技術者認定資格に関する情報提供及び広報活動
- (3) 情報通信技術に関する各種技術資料の出版及び翻訳業務
- (4) 前各号に付帯する一切の事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、幹事会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 幹事会員 この法人の目的に賛同して入会し、社員総会の承認を受けた個人又は法人若しくは団体
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体

2 この法人の会員は、アメリカBICSIの会員であり、かつ、善良なる日本に居住する者でなければならない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人及びアメリカBICSIの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を3か月以上履行しなかったとき。
- (2) 総幹事会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) アメリカBICSIの会員でなくなったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての幹事会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は代表理事の定める地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総幹事会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する幹事会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において幹事会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、幹事会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総幹事会員の議決権の過半数を有する幹事会員が出席し、出席した当該幹事会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総幹事会員の半数以上であって、総幹事会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない幹事会員は、他の幹事会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該幹事会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は幹事会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、幹事会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が幹事会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、幹事会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第22条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 この法人に、理事2名以上5名以内を置く。

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるも

のとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を社員総会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、理事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 会 計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会にて承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会における、総幹事会員の半数以上であって、総幹事会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第36条 この法人は、社員総会における、総幹事会員の半数以上であって、総幹事会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第37条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総幹事会員の半数以上であって、総幹事会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事の中から代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和7年6月30日までとする。

2 この法人の最初の事業年度における事業計画書及び収支予算書については、第32条第1項の規定にかかわらず、設立時社員全員により作成するものとする。

(設立時の役員等)

第42条 この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 秋山 直 古市 勝治

設立時代表理事 秋山 直

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 この法人の設立時社員は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず次の2名とし、その氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 秋山 直

住 所

設立時社員 古市 勝治

(会員の取扱い)

第44条 任意団体のBICSI日本支部の会員であるものは、第6条の規定にかかわらず、この法人の設立の日に、この法人の個人会員若しくは法人会員となる。

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人BICSI日本支部設立のため、設立時社員秋山 直外 1名の定款作成代理人飯島直紀は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年6月24日

設立時社員 秋山 直
設立時社員 古市 勝治

定款作成代理人

住 所 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2
ショップ&オフィス棟KOIL

氏 名 行政書士 飯 島 直 紀





証 明 書

令和6年7月10日、本職が認証した一般社団法人BICSI
日本支部の定款（登簿管理番号24-011300200
2001973）について、第23条見出しの「(役員及び
会計監査人の設置)」とあるのは、「(役員)」の誤記である。

以上、誤記について証明する。 _____

令和6年7月12日

東京都中央区銀座4丁目4番1号

東京法務局

公証人

杉 山 治 樹

